

# 令和4年度第9回庁議 会議録

[日 時] 令和5年2月7日（火）16時00分～17時00分

[場 所] 庁舎応接会議室

[出席者] 市長、加藤副市長、教育長及び各部局長

[会次第]

- 1 市長あいさつ
- 2 議 題
  - (1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)
- 3 協議事項  
(なし)
- 4 連絡事項
  - (1) 令和5年度施政方針（案）について (企画部)
  - (2) 新居浜市市民文化センター基本構想（案）及び新居浜市総合運動公園基本計画（案）について (企画部文化スポーツ局)
  - (3) 令和5年度の組織機構について (総務部)
- 5 その他

## 1 市長あいさつ

本日の庁議議題にもあるように、市議会定例会が、2月20日に開会予定である。会派説明については、昨日及び本日開催され、そこでも質疑応答があったと思うが、2月議会に向けて、各部局、質問が予想される項目については事前に準備をするなど、遺漏のない対応をお願いします。

本日は、まず、「市議会定例会提出議案」について、関係部局からの説明をしていただく。会派説明の結果報告については、先ほど全ての会派説明が終了したことから、取りまとめた報告書をのちほど確認させていただく。

次に、連絡事項として、企画部から「令和5年度市政方針（案）」について、文化スポーツ局から「新居浜市市民文化センター基本構想（案）及び新居浜市総合運動公園基本計画（案）」について、最後に総務部から「令和5年度の組織機構」について連絡していただく。その他、連絡事項等があれば連絡していただき、本日の庁議は、17時に終了することを目標とする。

## 2 議題

### (1) 市議会定例会提出議案について

(関係部局)

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市長             | <p>それでは、議事に入る。</p> <p>「市議会定例会提出議案について」、総務部、教育委員会事務局、市民環境部、建設部、企画部、福祉部、経済部、上下水道局の順番で説明をお願いします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 総務部長           | <p>総務部からは、報告1件、一般議案1件、追加提出予定の人事議案1件について、説明する。</p> <p>まず、議案書の4ページ及び5ページ、報告第1号、「専決処分<br/>の報告」について、本件は、「損害賠償の額の決定」についてで、令和4年11月21日午後2時20分頃、相手方アパートの駐車場において、公用車が駐車のため前進した際、相手方アパートの電気メーターボックスに接触し、破損させた事故に係る損害賠償の額を決定し、令和5年1月24日、専決処分をしたので、報告するものである。損害賠償の額については、当事者との協議及び損害保険ジャパン株式会社の査定により、相手方アパートの電気メーターボックスの修理に要する費用、「36万3,000円」と決定したものである。なお、損害賠償の額については、全額、損害保険ジャパン株式会社から支払われる予定となっている。</p> <p>次に、議案書の21ページから24ページまで、議案第2号「工事請負契約の変更」について、説明する。本議案は、(仮称)新居浜市西部学校給食センター整備に係る建設工事の請負契約の変更で、令和3年9月の第4回市議会定例会で議決を経て、施工中の当該工事に係る「請負金額と工事期間」の変更を行うものである。建築資材等の高騰による物価スライドの影響等から、契約金額を32億7,248万8,468円に、工事期間を令和3年9月24日から令和6年8月31日までに、それぞれ変更しようとするものである。</p> <p>最後に、追加提出を予定している人事議案については、人権擁護委員の候補者の推薦についてで、3人の委員の任期満了に伴う新たな委員の推薦について、議会に諮問するものである。</p> |
| 教育委員会事務局<br>局長 | <p>教育委員会からは、報告第2号及び議案第10号について説明する。</p> <p>まず、議案書の6ページ、報告第2号、「損害賠償の額の決定」</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

市民環境部長

については、令和4年12月13日口屋跡記念公民館駐車場において、強風により折れた樹木の枝が駐車中の普通自動車に落下し、車両を損傷させた事故に係る損害賠償の額を「11万2,511円」と決定し、令和5年1月25日、専決処分をしたので報告するものである。

次に、議案書48ページ、議案第10号、「新居浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の制定については、放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準を定めている省令の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものである。主な内容としては、安全計画の策定や業務継続計画の策定等を新たに規定するもののほか、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置等を規定するものである。なお、この条例は一部を除き、令和5年4月1日から施行したいと考えている。

市民環境部からは、報告第3号及び議案第12号について説明する。

まず、議案書の9ページ、報告第3号「専決処分の報告」については、「損害賠償の額の決定」についてで、令和4年11月10日午後4時頃、市道松の木東雲線、宇高町二丁目5番7号地先路上において、北進中の公用車が右折した際、相手方のブロック塀に接触し、破損させた事故に係る損害賠償の額を決定し、令和5年1月30日、専決処分をしたので報告するものである。損害賠償の額については、当事者との協議及び損害保険ジャパン株式会社の査定により、ブロック塀の修理に要する費用、「2万2千円」と決定したものである。なお、損害賠償の額については、全額、損害保険ジャパン株式会社から支払われる予定となっている。

次に、議案書の52ページから53ページ、議案第12号、「新居浜市し尿処理施設設置及び管理条例を廃止する条例の制定」についてで、本議案は、本市のし尿及び浄化槽汚泥の処理が、令和4年4月から、公共下水道による共同処理に完全移行し、また、新居浜市衛生センターの残留物処理が令和4年度中に完了し、一般廃棄物処理施設としての役割が終了したことから、施設を廃止するため提出するものである。また、これに伴い、新居浜市職員の給与に関する条例について、別表第3の清掃施設勤務手当における衛生センターに関する規定を削除する一部改正を行うもので

ある。なお、この条例は、令和5年4月1日から施行したいと考えている。

建設部長

建設部からは議案書の10ページから20ページまで、議案第1号、「市道路線の認定」について説明する。今回認定しようとする路線は、9路線で、路線番号1143号から1151号までの9路線すべてについて開発道路で寄附を受けたものである。なお、今回の市道路線の認定により、市道の認定路線数は1151路線、総延長は約538Kmとなる。

次に、追加提出する予定の議案のうち、まず「専決処分の報告」については、市道における強風によりカーブミラーが転倒し、車両を損傷した事故に係る損害賠償の額の決定についての報告で、示談となり次第、専決処分を行い、追加で報告する予定である。

次に、「新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例」の制定については、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」の改正に伴い、条例の一部を変更する予定である。

企画部長

企画部からは、条例議案4件、予算議案8件について説明する。まず、条例議案についてで、議案書の25ページ、議案第3号、「新居浜市美術館設置及び管理条例一部を改正する条例の制定について」、改正の内容としては、「博物館法」の一部改正に伴い、引用法令条項が削られたことによる所要の条文整備を行うものである。なお、この条例は令和5年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案書の27ページ、議案第5号、「船舶の入出港の届出に関する条例の一部を改正する条例の制定について」で、改正の内容は、「港湾法」の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じたことによる所用の条文整備を行うものである。なお、この条例は公布の日から施行したいと考えている。

次に、議案書の28ページ、議案第6号、「新居浜市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について」で、改正の内容としては、平成22年度に設置した新居浜市工業用地造成事業特別会計について、令和元年度より実施していた内港地区の造成が完了したことにより、全ての事業が終了したため、新居浜市工業用地造成事業特別会計を廃止するべく、条例の一部を改正するものである。なお、この条例は令和5年4月1日から施行したいと考えている。

次に、議案書の29ページから41ページまで、議案第7号、「新居浜市市民文化センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例の制定について」で、本議案は、令和5年10月1日から導入が予定されている消費税の適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度に伴い、施設使用料等の表記の見直しを行うものである。改正の内容としては、使用料に100分の110を乗じていたものを消費税込の総額表示に改めるようとするものである。なお、この条例は、令和5年10月1日から施行したいと考えている。

次に、予算議案についてで、議案第15号から議案第20号までの6件については、令和5年度当初予算である。

令和5年度当初予算の概要(案)の5ページ、令和5年度当初予算のポイントについて、1点目は第六次新居浜市長期総合計画の推進、2点目が子育てしやすいまちづくりと健康づくりの推進をはじめ、ICT・デジタル化の推進、カーボンニュートラルの推進、防災・減災対策、快適なまちづくりの5つを重点事業としている。

6ページ、第六次新居浜市長期総合計画の6つの目標と計画の推進について、それぞれの主な事業を掲載しているもので、後ほど確認をお願いします。

7ページ、令和5年度当初予算の予算規模は、一般会計が515億1,542万円で、対前年度比は5億7,569万円1千円、1.1%の増となっており、過去最大の予算規模となっている。8ページから24ページまでは主要な事業の概要で、具体的には、企業連携型地域子育て支援拠点事業費、首都圏移住支援事業費、SDGs未来都市推進事業費などの施策費をはじめ、小、中学校照明LED化事業、マインドピア別子端出場整備事業、原地庄内線改良事業などの公共事業費のほか、高効率照明整備事業、市庁舎大規模改修事業などの単独事業費及び経常経費について、予算措置を行っている。

25ページから27ページまでは市税、地方交付税、市債などの歳入の状況、28ページ、29ページは性質別・経費別の歳出の状況を掲載しているもので、後ほど確認をお願いします。なお、財政調整基金の残高は、当初予算(案)編成後は4億3,743万7千円で、依然厳しい状況となっている。

特別会計については、285億9,084万円3千円で、対前年度比は3億2,476万円2千円、1.1%の減となっている。

次に、議案第24号及び議案第25号の2件については、令和

4年度補正予算で今回の補正予算は、国の補正予算や新型コロナウイルスの影響により追加になった事業や未執行となる予定の事業などの補正を行っている。

3ページから5ページまでは主要な事業の概要で、具体的には、国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用したトラック運送業者事業継続支援事業費をはじめ、中小企業振興対策費などの施策費、滝の宮公園リニューアル事業などの公共事業費のほか、障がい者支援施設整備事業などの単独事業費及び経常経費について、予算措置を行っている。

この結果、一般会計については、3,092万9千円の追加、補正後の予算総額は552億493万9千円となり、対前年度同期比は32億7,118万8千円、5.6%の減となっている。

6ページ、款別の歳入の状況と経費別の歳出の状況は、歳入については、市税・地方交付税などの見込み増及び市債・国庫支出金などの見込み減により、それぞれ補正を行っている。

7ページ、国民健康保険事業特別会計については、傷病手当費などの予算措置により47万1千円の追加、補正後の予算総額は124億4,692万4千円となり、対前年度同期比は2,705万8千円、0.2%の減となっている。

福祉部長

福祉部からは、条例議案4件について説明する。

まず、議案書26ページ、議案第4号は、「新居浜市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例」の制定についてで、本議案は、「こども家庭庁設置法」が令和5年4月1日に施行され、子ども・子育て支援法の一部が改正されることに伴う条例案で、引用法令条項のずれに対する所要の条文整備のみの内容のため、部長補足は予定していない。

次に、議案書42ページから44ページ、議案第8号、「新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の制定について、本議案は、内閣府令で定める「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部改正に伴い、第26条の懲戒権限の濫用禁止に関する規定の削除、並びに電磁的記録等について規定する第53条第6項における所要の文言修正を行い、また、「こども家庭庁設置法」の施行に伴う「子ども・子育て支援法」及び「学校教育法」の改正に

より、引用している法令条項のずれが生じたため、所要の条文整備を行うものである。

なお、この条例は、令和5年4月1日から施行し、第26条及び第53条第6項の改正規定は、公布の日から施行したいと考えている。

次に、議案書45ページから47ページ、議案第9号、「新居浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の制定についてで、本議案は、厚生労働省令で定める「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、当該基準を定める条例の一部を改正しようとするものである。改正の内容としては、まず、第7条の2、安全計画の策定等の義務化に関する規定及び第7条の3、送迎用自動車の安全装置の設置等を義務化する規定を新たに加え、児童の安全確保に係る規定を整備し、次に、第10条について、家庭的保育事業所等が他の社会福祉施設等を併せて設置する場合に、特有の設備・専従の人員についても共用することができるよう、所要の条文を整備するものである。また、第13条の懲戒権限の濫用禁止に関する規定について、児童福祉法の一部改正に伴い、条文を削除し、第14条について、家庭的保育事業所等における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置を明確化するため、所要の条文を整備するものである。なお、この条例は、令和5年4月1日から施行し、第13条の改正規定は、公布の日から施行したいと考えている。送迎用自動車の安全装置の設置の義務化については、令和6年3月31日までの間、代替的な措置を講ずる経過措置が設けられている。

次に、議案書51ページ、議案第11号、「新居浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例」の制定について、本議案は、「健康保険法施行令」の一部改正に伴い、出産育児一時金の額の見直しを行おうとするものである。改正の内容としては、第4条第1項に規定している出産育児一時金の額を40万8,000円から48万8,000円に引き上げるものである。この改正により、「産科医療補償制度」の加算対象となる出産に係る出産育児一時金の総支給額は、50万円となる。なお、この条例は、令和5年4月1日から施行したいと考えている。

経済部長

経済部からは条例議案2件について説明する。

まず、議案書の54ページから56ページ、議案第13号、「新居浜市中小企業振興条例の一部を改正する条例」の制定については、中小企業の振興事業に対する補助制度の見直し及び新設を行うとともに、令和7年度まで補助期間を延長することにより、本市の中小企業の生産力向上、人材確保等を支援するものである。

現行の中小企業振興条例は、本年3月31日をもって失効となる。これまで、本条例の補助事業により、市内中小企業の経営の安定に資するよう支援を行ってきたが、今後も生産人口の減少が続くものと見込まれていることから、今回の改正においては、人材の確保の取組に対する支援の見直しと外国人人材の活用支援の新設を柱として、補助事業の見直しを行うとともに、本条例を令和8年3月31日までの3年間延長しようとするものである。

改正の主な内容については、まず、人材確保に対する支援を強化する観点から、次の2つの取組に対する支援の強化及び支援を行い、新設を行う。まず、第13条として、外国人人材活用支援事業を新設する。これは、補助率100分の50以内とし、中小企業者が外国人を新たに雇用したとき、雇用した外国人1人につき補助限度額20万円、また、雇用している外国人等に対して、日本語教育を実施したとき、補助限度額10万円として補助するものである。次に、第13条の2の人材確保事業について、就職情報サイトの範囲を拡大するものである。次に、第6条の新製品の開発事業を産業財産権取得事業とし、中小企業者等が製品の保護を図るため、新たに産業財産権を取得したときに要した経費の一部を補助するもので、補助率を100分の50以内、補助限度額を20万円とするものである。次に、第10条、研修事業に対する補助及び第10条の2、資格取得事業に対する補助について、補助限度額を100万円から50万円とするものである。次に、第11条、市場開拓及び催物等事業について、中小企業者が共同受注を行うための組織を作り、商談会等の事業を行ったときの補助を廃止するものである。次に、第12条、生産性向上機器導入事業について、補助率を100分の20以内から100分の10以内とし、補助限度額を200万円から100万円にするものである。次に、第7条の共同研究事業、第8条の新事業展開事業、第9条の人材養成のための事業、第11条の2のインターネットショップ等活用販路拡大事業、第12条の2、IT・IoT導入事業及び第14条の2の女性活躍環境整備推進事業については、



廃止するものである。また、附則第1項に規定している本条例の有効期限を令和8年3月31日までの3年間延長しようとするものである。なお、この条例は、附則第1項の改正規定を除き、令和5年4月1日から施行したいと考えている。なお、今回の条例で廃止している研究開発やデジタル分野に関する授業については、急速に変化するデジタル社会にスピード感を持って対応するため、本条例とは切り離し、ニーズに合った支援をしたいと考えている。

次に、議案書の57ページから60ページ、議案第14号、「新居浜市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について」は、企業立地に対する奨励措置の見直しを行い、令和7年度まで期間を延長するとともに、企業の立地を促進し、本市の産業の振興と雇用の拡大を図るものである。

企業立地促進条例については、平成14年4月に施行後、一部改正を8回行ってきたが、本年3月31日限りで失効となる。この間、本条例に基づく奨励措置により、本市への企業立地に一定の成果があったが、他の自治体では、優遇制度をさらに拡充するなど、企業誘致及び企業留置の地域間競争は以前にも増して激しくなっている。このような状況を踏まえ、本市としても、厳しい財政状況ではあるが、新規立地や既存企業のさらなる設備投資を促すため、奨励措置の新設、交付要件の拡充や見直し等を行うとともに、あわせて令和8年3月31日までの3年間延長しようとするものである。

改正の主な内容については、まず第4条、ICT関連企業をより幅広く誘致するため、情報サービス業等奨励金の名称を変更し、ICT関連誘致奨励金に改めるとともに、脱炭素化に向けた設備投資を促進するため、脱炭素化取組促進奨励金を新設しようとするものである。次に、第7条については、ICT関連誘致奨励金の奨励措置を受ける企業においては、投下固定資産総額の要件を適用しないものとする改正を行うほか、脱炭素化取組促進奨励金の奨励措置を受けるための指定要件を、投下固定資産総額が2,000万円以上と定めようとするものである。次に、第15条は、新居浜市企業立地促進委員会の委員の任期を2年から3年に延ばそうとするものである。次に、別表については、まず、市内企業活用奨励金について、建設工事に係る工事請負契約金額のうち、市内企業が請け負った工事請負契約が建設工事請負契約金額の総額の100分

の50以上の場合であるときに、奨励金を交付するよう、交付要件を改めることにより、奨励金額の支出削減を図るものである。次に、用地取得奨励金については、市が造成した用地を市から直接取得し、企業が立地したときの奨励金の交付を100分の30以内から100分の20以内に、また、1,000平方メートル以上の工業系の用途の用地を取得し、企業が立地したときの奨励金の交付率を100分の30以内から100分の20以内にそれぞれ減額することとしたものである。次に、ICT関連誘致奨励金については、立地に伴う新規雇用従業員等が2人未満のときには、奨励金額は100分の30以内の額、新規雇用従業員等が2人以上のときには、奨励金額を100分の50以内の額とし、制度の多段階化を行おうとするものである。次に、今回新設する脱炭素化取組促進奨励金について、交付要件としては、規則で定める脱炭素化に向けた設備投資をしたときに、奨励金を交付することとし、奨励金の額については、市が評価した額の100分の5以内の額とし、限度額を2,000万円にしようとするものである。なお、この条例は、附則第1項の改正規定を除き、令和5年4月1日から施行したいと考えている。

上下水道局長

上下水道局から提出する予算関係議案5件について説明する。

まず、議案第21号、令和5年度新居浜市水道事業会計予算について、概要としては、資料の「令和5年度企業会計予算概要」にあるように、業務の予定量については、給水戸数は前年度比273戸増の56,409戸、年間給水量は、0.8%減の1,257万1,854m<sup>3</sup>、年間水道料金収入は、15.9%増の20億5,416万2千円となっている。料金収入の増は、昨年10月の料金改定によるもので、料金改定前の令和3年度当初予算と比較すると、額で4億5,374万円、率で28.4%の増となっている。建設改良費は、前年度比61.7%増の14億7,215万2千円を予定している。主な事業としては、滝の宮送水場整備工事のほか、配水管布設工事等を予定している。

次に、「企業会計予算対比表」左端、水道事業会計の「収益的収入及び支出」は、事業収益23億8,128万5千円に対し、事業費用は19億900万6千円で、収支差引は4億7,227万9千円となっている。「資本的収入及び支出」は、4億7,311万円の収入に対し、支出は18億1,317万円で、差引不足額

13億4,006万円を損益勘定留保資金等で補填することとしている。令和4年度から令和6年度までの3か年事業として実施している滝の宮送水場の電気・計装・機械設備整備工事及び金子山配水池場内配管整備工事の実施などにより、令和5年度の事業費用と資本的支出を合わせた支出合計額は37億2,217万6千円と、前年度予算対比で5億8,093万2千円の増となっている。

次に、議案第22号、令和5年度新居浜市工業用水道事業会計予算について、「予算概要」の業務の予定量については、給水事業所及び年間給水量は前年度までと変わらず住友企業3事業所に、年間1,495万8,600m<sup>3</sup>で、建設改良費は、81.8%増の4億5,654万6千円を予定している。主な事業としては、管路耐震化対策を進める配水管布設及び耐震補強工事等を予定している。

次に、「企業会計予算対比表」真ん中、工業用水道事業会計の「収益的収入及び支出」は、事業収益2億5,778万1千円に対し、事業費用2億4,835万9千円で、収支差引は942万2千円となっている。「資本的収入及び支出」は、1億2,551万円の収入に対し、支出は4億6,812万円で、差引不足額3億4,261万円を損益勘定留保資金等で補填することとしている。今後も現行の料金体制を維持しながら、国の補助金も活用して、引き続き施設の耐震化と安定した工業用水道の供給に努めていく。

続いて、議案第23号、令和5年度新居浜市公共下水道事業会計予算について、「予算概要」の業務の予定量については、下水処理戸数は前年度比664戸増の33,134戸、年間総処理水量は、1.2%減の890万m<sup>3</sup>、年間下水道使用料収入は、3.9%増の15億2,581万円となっている。使用料収入の増は、昨年10月の使用料改定によるもので、改定前の令和3年度当初予算と比較すると、額で8,711万円、率で6.1%の増となっている。建設改良費は、前年度比10.3%増の19億2,949万6千円を予定している。主な事業としては、汚水管及び雨水管布設事業のほか、下水処理場及び雨水ポンプ場改築事業等を予定している。

次に、「企業会計予算対比表」右端、公共下水道事業会計の「収益的収入及び支出」は、事業収益41億7,213万2千円に対し、事業費用は40億9,955万4千円で、収支差引は7,257万

|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>8千円となっている。「資本的収入および支出」は、26億1,470万円の収入に対し、支出は43億2,955万6千円で、差引不足額17億1,485万6千円を損益勘定留保資金等で補填することとしている。</p> <p>続いて、議案第26号、「令和4年度新居浜市水道事業会計補正予算（第2号）」については、滝の宮送水場整備事業に係る継続費を減額変更するものである。</p> <p>最後に、議案第27号、「令和4年度新居浜工業用水道事業会計補正予算（第2号）」については、国の令和4年度補正予算に伴い、工業用水道強靱化事業に関し、資本的支出に建設改良費2億700万円を追加し、あわせて継続費を設定するものである。</p> |
|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

3 協議事項  
(なし)

4 連絡事項

(1) 令和5年度施政方針（案）について (企画部)

|      |                                                                                                                  |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市長   | <p>本日、協議事項は無いため、連絡事項に移る。</p> <p>まず、「令和5年度市政方針（案）について」、企画部から説明をお願いします。</p>                                        |
| 企画部長 | <p>令和5年度施政方針（案）については、各部局において既に確認をいただいているところであるが、今一度、確認いただき、変更点があれば、明日、8日（水）12時までに、紙ベースで修正し、総合政策課まで提出をお願いします。</p> |

(2) 新居浜市市民文化センター基本構想（案）及び新居浜市総合運動公園基本計画（案）について (企画部文化スポーツ局)

|          |                                                                                                |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市長       | <p>次に、「新居浜市市民文化センター基本構想（案）及び新居浜市総合運動公園基本計画（案）について」、文化スポーツ局から説明をお願いします。</p>                     |
| 文化スポーツ局長 | <p>文化スポーツ局からは、本日、昨日と会派説明で説明した新居浜市市民文化センター基本構想（案）及び新居浜市総合運動公園基本計画（案）について説明する。なお、両案ともに、パブリック</p> |

クコメントを2月14日から3月15日まで実施するので、情報の共有も含め、職員への周知をお願いする。

まず、市民文化センター基本構想素（案）は、10章建てで構成されており、「第1章 はじめに」、「第2章 上位・関連計画」の内容については後程確認をお願いする。

「第3章 周辺地域のエリアコンセプト」では、市民文化センターの整備にあたり、施設単体の視点だけではなく、より広域的なまちづくりの視点が不可欠であることから、市民文化センター周辺のまちづくりに関するエリアコンセプトの策定を行い、新市民文化センターの整備を通じて、地域の活性化、賑わいの創出を図ることとした。範囲については、右の図のとおり市民文化センター敷地を含む都市機能誘導地区域をベースに設定し、右下の枠内に記載のとおり、エリアコンセプトを「Hello! NEW新居浜CAMPUS」とした。

「第4章 市民文化センターの現状と課題」については、後程お目通しいただきたい。

「第5章 市内外の類似施設の状況」では、市内の類似施設を記載し、機能分担を今後十分検討することとしている。市外類似施設の状況については、近隣の施設の大ホールの席数を記載しており、ほぼ1000席から1200席に集中している。

「第6章 市民意見・関連団体の意見」では、基本構想、基本計画検討の基礎資料とするため、令和4年6月から7月にかけて3種類のアンケートを行い、新しいホールの規模は、いずれの調査においても、現在以上の規模を求める意見が多く見られるということであった。駐車場についても、現在の駐車場より多くの収容台数を求める意見が多く、300台以上を希望する意見が約6割を占めている。新しい市民文化センターで鑑賞したい演目については、一覧のとおりである。

「第7章 市民文化センターの整備方針」では、「エリアコンセプトの実現」、「市民意見・関連団体意見」、「公共施設の複合化」、「周辺施設・文化芸術団体との関係性」の4つの観点から、市民文化センター整備に関する15の方向性を設定し、それらを踏まえ、4つの市民文化センター整備方針を策定した。方針1は「市民の多様な活動を支える拠点」、方針2は「市民が利用しやすく、質の高い文化・芸術に気軽に触れることができる拠点」、方針3は「まちに開かれた交流と連携の拠点」、方針4は「エリアの魅力づ

くり・まちづくりを先導する拠点」としている。

「第8章 市民文化センターに必要な機能」では、まず事業範囲について、エリアコンセプトを踏まえ、現在の市民文化センター敷地だけでなく、中央公園や中央児童センターも含めた右図の範囲、約2万4800平方メートルとした。施設の規模及び構成については、新市民文化センターと、屋外・半屋外とに分け、機能イメージ案を記載している。大ホールについては、市民アンケート結果や近隣市のホールとの差別化を図ること等から、1200席から1500席までの範囲で検討を行うものとしている。また、大ホールは多層構造とし、1階のみを使用する場合、中ホールとしても活用ができる計画としている。中ホール等に関しては、新市民文化センターでは設けないこととし、代替施設として、多機能に使えるマルチスペースを設けるものとしている。

施設の規模については、今後の基本計画策定において検討するが、先ほどの説明のとおり、駐車場の収容台数は、最低でも300台以上とし、400台以上を確保できるよう検討するものとしている。整備計画については、別館を利用しながら建設できるようローリング計画を十分検討することとする。

「第9章 管理・運営」では、これまでの貸館を中心とした運営から、市民や団体とともに、様々な事業を企画・開催し、発信する運営へと方向転換を図っていくこととし、管理や運営については、様々な主体と連携しながら、複合化・一体化の効果の最大化を図ることとしている。管理・運営の具体的な計画については、今後、基本計画や管理・運営計画を策定する過程において、詳細を検討していく。市民参画・協働のあり方については、新市民文化センターが、多くの市民に親しまれ、より一層身近な施設となることを目指し、今後市民参画の関わり方のレベル、それに応じた市民参画・協働を推進する仕組みを検討することとしている。

最後に「第10章 事業手法」では、財政環境が厳しい中、民間資金、経営能力を活用していくことが重要であることから、新市民文化センターの整備、管理・運営において、導入する事業手法としては、4つの手法を想定している。財源の確保・スケジュールについては、「都市構造再編集中支援事業」等、効果的な補助金・交付金制度の活用を検討し、令和10年度から既存施設の解体を含めた、新市民文化センターの整備工事に着手し、令和13年度の供用開始を目標としている。

続いて、新居浜市総合運動公園の基本計画（案）について説明する。

まず、候補地の選定については、2ページ下段にあるように、基本構想で選定された平尾丘陵地から青点線で囲ったA、B、Cの3地点を計画候補地とし、3ページに記載している造成計画、利便性、周辺環境、敷地拡張性、課題解決の難易度の項目について、比較検討を行った。各候補地とも比較項目それぞれにおいて一長一短があるが、中でも候補地Bは、造成計画の項目で造成コストが最大となる。候補地Cについては、周辺環境の項目で、イエローゾーンレッドゾーンが大部分に指定されている。などの大きな課題があることが確認された。

候補地Aについても一定の課題を有しているが、B、Cに比べて比較的課題解決の難易度が低いと考えられることから、本基本計画では、公園の整備範囲として候補地Aを抽出した。

4ページには、令和4年1月から3月にかけて実施された市民アンケートの結果について掲載している。

5ページの公園のコンセプトは、本計画では、「市民とともに育つ公園」、「憩いと潤いを感じられる公園」、「活躍・誇りの場としての公園」、「安心の象徴としての公園」という、4つのコンセプトを設定した。これらを踏まえ、スポーツ、健康増進、自然、憩い、防災等などの観点から、多様な利用者がスポーツ等で互いに時間を共有できるような公園として整備することを目標に、現状や課題、総合運動公園としての将来を踏まえて、「子供たちの夢と共に育つ自然あふれる公園」という整備コンセプトを設定した。

次に、6ページの施設整備面については、「利用者ニーズを満足し、これらのスポーツ社会に対応した公園づくり」を、空間形成については、「新居浜市の新たな顔として魅力のある公園づくり」を、環境景観保全面については、「計画地の持つ環境や景観資源を生かした公園づくり」を、防災面については、「災害時の拠点として、活用可能な公園づくり」など、これらの整備方針を踏まえた公園計画の検討を行っている。次に、施設配置計画にあたっては、ゾーニングで大まかなゾーンについて、先ほどの整備計画、整備方針の防災面のように、災害時にも活用できるよう考慮している。平常時と災害時の両面のゾーニングは後程確認いただきたい。

次に、7ページの施設規模の設定について、公園施設のうち、主要な施設である総合体育館、弓道場、陸上競技場、野球場につ

いては、その利用状況、大会対応などから、概略機能、規模を検討した結果を記載し、8ページの施設配置の考え方をと、候補地Aの範囲に落とし込んだものが最後のページの平面図となる。なお、具体的な建築レイアウトについては、今後予定している建築設計において、引き続き検討を行う。

次に、9ページの概算事業費について説明する。大きく分けて調査設計費、用地取得費、工事費を検討している。

調査設計費については、各種調査、法令手続、計画検討に関する費用、用地取得費については、用地費、補償費など用地取得に必要な費目、工事費については、項目として、造成費、外構整備費、運動施設整備費に分類して示している。造成費については、既存施設の撤去や、土木工事に関する費用で、外構整備費は、運動施設以外の公園部分の整備に関する費用、運動施設整備費は表に示している各施設の整備費である。総事業として、あくまで概算ではあるが、217億7400万円を見込んでいる。なお、この金額は、現時点での検討内容に基づくものであり、今後の物価上昇や設計内容の変更により金額が変動する可能性がある。

次に、事業スケジュールは、大きく分けてⅠ期、Ⅱ期、Ⅲ期に分けている。Ⅰ期は都市計画決定に向けた課題解消や各種調査、関係法令の手続きを、Ⅱ期は都市計画決定後の各種設計や関係法令の許可申請、民間活力の導入調査などを、Ⅲ期は各設計内容に基づき各種工事を実施する予定となっている。なお、工事については、大規模な施設が多く、施設の整備順序については、整備費用、補助制度、耐用年数等を考慮しながら段階的に進めていく計画としている。

(3) 令和5年度の組織機構について

(総務部)

|      |                                                                                                                                                                                         |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市長   | 次に、「令和5年度の組織機構について」、総務部から説明をお願いします。                                                                                                                                                     |
| 総務部長 | <p>総務部から、令和5年度の組織機構の見直しについて、説明する。このことについては、昨年12月8日に、各部局課所室長宛に、行政組織図等をメール送信し、情報提供をしている。また、会派説明でも、説明資料の配布を行ったところである。</p> <p>それでは、令和5年度の組織機構の見直し内容について、課レベルの設置や廃止等にかかる変更について説明する。新旧対照表</p> |



の朱書き部分が見直し部分となる。

まず、1 ページ目の企画部は、新しい市民文化センター建設や総合運動公園整備計画等の重要事業を円滑に推進するため、全庁的な総合調整を行うとともに、新たな行政課題に対応した政策の調査・研究を行うため、政策推進室を新設する。また、ICT戦略課については、デジタル戦略課に課名を変更する。

次に、2 ページ目の総務部は、市民税課と資産税課を統合し、市税の賦課業務を担う「課税課」を設置し、統合によるスケールメリットにより人員の有効活用を推進する。

次に、5 ページ目の経済部は、農地整備課を農林水産課に統合し、関連する業務に一体的に取り組むことにより、事業の効果的な推進を図る。

次に、6 ページ目の建設部は、河川水路課の事務を都市計画課と上下水道局に移管し、河川水路課を廃止する。都市計画課には新たに河川係を設置し、「河川及び国土交通省所管海岸に関すること」、「市管理河川の災害復旧に関すること」を所管し、「生活排水路等に関すること」、「排水ポンプ場並びに水門及び樋門に関すること」、「排水施設の災害復旧に関すること」については、上下水道局が所管する。

この見直しにより、現行の10部3局72課3班201係体制は、10部3局70課2班193係体制となる。

また、これとは別に、市民の健康を守り、健康寿命の延伸を目指す「健康づくり推進本部」を設置する。健康課題は、年々、複雑かつ多様化しており、単一課所での取り組みでは解決が困難となっていることから、健康づくり推進本部の体制図のとおり組織横断的な推進体制を構築し、課題解決に向けた効果的な健康施策を企画、実践する。

なお、12月8日にメール送信した添付ファイルからの変更は、子育て支援課及び観光物産課の係名である。

## 5 その他

市長

そのほかに何か連絡しておくことは無いか。

加藤副市長

今回の議会でも専決処分が3件出ている。損害賠償が発生していない交通事故の報告も多い状況である。致し方ないこともあるが、注意していれば避けられたというものがほとんどではないか

と思う。プライベートの事故も出てきている。私用で乗る場合も含めて、今一度、交通事故の撲滅に向けて、指導、注意喚起を行っていただきたい。

さらに、もう1点。これは議長からの伝言になるが、最近、行政視察の受入れが非常に増えている印象にある、とのことだったので、調べてみると、依然コロナ禍ではあるが、行政視察については、コロナ以前の水準まで復活しているということだった。

コロナが収束したとは言えない状況の中で、新居浜市に視察に来ていただく案件数が戻っているということは、職員の皆さんの新しい施策があるからだろう、職員の皆さんにお礼を伝えてほしい、とのことであった。今後ますます全国からの視察が増えるような新しい施策に向かって、職員全体で頑張って実施していただきたい。

市長

他に無ければ、以上で令和4年度第9回庁議を終わる。